

## 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者手づくりの店運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者自らが長年培ってきた技術や経験を活かして制作した工芸品、手芸品、野菜、花卉等を展示し、及び販売することにより、高齢者の生きがい創造に寄与することを目的として設置された高齢者手づくりの店（以下「手づくりの店」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 手づくりの店は、その目的を達成するため、運営事業受託事業者（以下「受託事業者」という。）と連携して、次に掲げる業務を行う。

- (1) いなみ野学園の学生又は卒業生から出品された工芸品、手芸品、野菜、花卉等（以下「工芸品等」という。）を手づくりの店に展示し、及び販売すること。
- (2) 地域の特産物等や地域住民から出品された工芸品等を手づくりの店に展示し、及び販売すること。
- (3) 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会（以下「協会」という。）の敷地内における物品販売等（別に取扱いを定めるものを除く。）を管理すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、手づくりの店の目的を達成するために必要なこと。

### (出品手続)

第3条 手づくりの店に出品して工芸品等や地域の特産物等の販売を委託しようとする者（以下「販売委託者」という。）は、理事長の承認を受け、販売委託料を納めなければならない。

- 2 販売委託者は、高齢者手づくりの店出品申出書（様式第1号）により、出品の申出をしなければならない。出品の申出（野菜、花卉を除く）は、年度ごとに行わなければならない。
- 3 理事長は、前項の申出を承認したときは、当該高齢者手づくりの店出品申出書の写しに承認印を押印して販売委託者に通知をするものとする。ただし、何らかの条件を付加する場合は、別途通知するものとする。
- 4 出品する工芸品等や地域の特産物等の手づくりの店への搬入は、受託事業者立会いの下、販売委託者の責任において行うものとする。
- 5 委託販売期間は3ヶ月未満とする。出品後3ヶ月を経過した工芸品等や地域の特産物等

は販売委託者が引き取りを行うものとする。

(販売委託料)

第4条 販売委託料の額は、別表のとおりとする。

2 販売委託料は、手づくりの店が販売収入から控除する形式で受領するものとする。

(敷地内における物品販売の手続)

第5条 協会の敷地内において自ら物品の販売をしようとする者（以下「物品販売者」という。）は、理事長の承認を受け、利用料を納めなければならない。

2 物品販売者は、敷地内物品販売申出書（様式第2号）により、物品販売の申出をしなければならない。

3 理事長は、前項の申出を承認したときは、当該敷地内物品販売申出書の写しに承認印を押印して販売委託者に通知をするものとする。ただし、何らかの条件を付加する場合は、別途通知するものとする。

4 物品販売者は、販売終了後直ちに、敷地内物品販売実績報告書（様式第3号）により、販売実績を報告しなければならない。

(利用料)

第6条 利用料の額は、当該物品を委託販売したときに適用される販売委託料と同額とする。

2 利用料は、販売終了後直ちに、納付書により、販売実績に応じて納めなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

販売物品の種類		販売委託料の額
陶芸品、手芸品、 絵画、水墨画、書、 木工品、竹工品	いなみ野学園陶芸学科又は高齢者陶芸の村が出品するもの	売上げのうち、販売価格の10%に相当する額
	その他の者が出品するもの	売上げのうち、販売価格の20%に相当する額
金物、鞆その他の工芸品		売上げのうち、販売価格の20%に相当する額
野菜、果物、花卉、 花苗	いなみ野学園園芸学科又は高齢者園芸センターが出品するもの	売上げのうち、販売価格の10%に相当する額
	県立農業高校が出品するもの	売上げのうち、販売価格の10%に相当する額
	園芸クラブ等が出品するもの	売上げのうち、販売価格の10%に相当する額
	その他の者が出品するもの	売上げのうち、販売価格の20%に相当する額
書籍その他の刊行物		売上げのうち、販売価格の20%に相当する額
菓子その他の食品		売上げのうち、販売価格の20%に相当する額
その他の物品		売上げのうち、販売価格の20%に相当する額

備考 理事長は、販売委託料の額について、販売価格の10%に相当する額を下限として調整することができる。

高齢者手づくりの店出品申出書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会理事長 様

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_ 番

次のとおり高齢者手づくりの店への出品の申出をします。

販売物品の種類			
販売予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
販売予定数	（販売予定期間中に係る見込み数）		
品 名	数 量	販売予定単価	備 考

※ 3ヶ月を経過した出品物は引き取りを行います。

※協会記載欄	手数料率	%
--------	------	---

様式第2号（第5条関係）

敷地内物品販売申出書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会理事長 様

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_ 番

次のとおり敷地内での物品販売の申出をします。

販売物品の種類			
販売予定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
販 売 場 所			
販 売 予 定 数	（販売予定期間中に係る見込み数）		
品 名	数 量	販売予定単価	備 考

※協会記載欄	手数料率	%
--------	------	---

様式第3号 (第5条関係)

敷地内物品販売実績報告書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会理事長 様

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 番

次のとおり敷地内物品販売の実績報告をします。

販売物品の種類			
販売期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
販売場所			
販売実績			
品名	数量 (A)	販売単価 (B)	売上げ (A×B)
納付すべき 利用料の額	円		